

クラウド型勤怠管理システム導入のご提案

働き方改革より時間外労働時間の上限規制、有給休暇の5日付与義務といった労働時間の短縮を法的に強制される中で、まず何をしないといけないかというそれは、【勤怠情報の管理】です。勤怠管理システムと言えば、紙のタイムカードに代表されるような給与計算を実施するための【勤怠情報の集計】と認識されていることが多いです。そうではなくて、ダイエットするのであれば体重計を日々使用しながら自身の行動を振り返るように、リアルタイムでスタッフの皆さんがどのように働いているかを管理し、改善を行うことで**時短に繋がるべく取り組むことがクラウド勤怠の導入をきっかけに行うことができます。**

チェックポイント及び留意点

①新しい時間制度の導入

フレックスタイム制度、短時間勤務制度、スライド勤務制等の新しい時間制度の導入を実施し、**働き方の柔軟性を高めることのきっかけ**とすることが出来ます。

②法律の変更への対応

2019年4月1日より原則として勤怠は打刻時間が客観的に確認できる**タイムスタンプ式**で実施する必要があるように改定されていますので、その対応にもなります。

③勤怠時間の収集・改善

売上やコストのデータが経営層に報告されるのは普通ですが、勤怠情報はあまり報告されません。**時短を進めるにあたっては勤怠情報を得て、改善を図っていく必要があります。**

④残業申請ルールを設定

固定残業を長く設定している、残業代は払っていないといった理由で**残業を管理していないと長時間労働になりがち**です。これを機会に残業申請のルールを設定する必要があります。

⑤給与計算の簡便化

勤怠管理を実施してもらい、日々の勤怠を確定させることができれば、給与計算に必要な**勤怠集計に時間をかけることなく適正なデータを取得**することが出来ます。

⑥有給休暇管理

年間10日以上の子5日付与が義務付けられている中、付与日から**5日をきちんと取得**できているかどうかをクラウド上で管理することができるようになります。

就業規則作成の流れと費用

1 現状確認及び改善点を洗い出し

現状をヒアリングさせて頂き、勤怠管理・勤怠集計上にどのような課題があるのかの洗い出しを実施します。

2 改善プランを提案

問題がある場合、労働慣行を変更するか、就業規則を変更するか、相談の上、会社に合った仕組みを提案します。

3 導入する勤怠システムを決定

予算、機能、スケジュール等を加味してどのクラウド勤怠システムが自社にとって最適かを選択して頂きます。

4 イレギュラー事項の改善

勤怠システムを導入するにあたってのイレギュラー事項について、改善を実施し、導入に向けての準備を行います。

費用について

相談費用は無料！

- クラウド勤怠導入支援
- ①勤怠管理方法改善支援
- ②勤怠集計方法改善支援
- ③就業規則、雇用契約書の改定

費用は別途お見積りします

※勤怠システムの導入には各社別途費用が必要となります

クラウド勤怠管理システム一覧



【特徴】

- ・ICカード打刻、指静脈打刻、モバイル打刻など、多彩なシーンに対応。
- ・シフト管理、出勤管理、スタッフ管理、データ集計が簡単におこなえる。
- ・細かな勤怠ルールに対応する豊富な機能。



【特徴】

- ・お手持ちのPCとインターネットだけで、簡単に高度な勤怠管理をおこなうことが可能。
- ・ユーザーの職場環境に合わせたたさな打刻機器を用意。勤怠管理だけでなく、休暇管理、各種申請など機能が充実。。



【特徴】

- ・従業員の正確な労働時間をリアルタイムで客観的に管理。残業時間が超過しそうな場合は従業員・管理者に自動アラートが出るので、働き方改革関連法にも対応できる。
- ・月末の面倒な勤怠の集計作業がすべて自動化。また、システムで集計をおこなうので、集計ミスの心配も不要。



【特徴】

- ・従業員の勤怠管理データを元に残業や休暇の取得状況をリアルタイムで把握し、より強固な労務管理体制を構築できる。
- ・基本勤務制・シフト制・裁量労働制・フレックスタイム制など、どんな就業ルールでも対応可能。

ジョブカンのクラウド型システムは”IT 導入補助金”の対象サービスです。

IT 導入補助金とは中小企業・小規模事業者のみならずが IT ツール導入時に活用いただける補助金です。

ジョブカン認定コンサルタント【勤怠・給与】

- ・小笠原社会保険労務士事務所は、クラウド型システム「ジョブカン勤怠管理・給与計算」の導入・初期設定サポートが可能なジョブカン認定コンサルタント【勤怠・給与】です。
- ・ジョブカンのクラウド型システム導入前に当事務所にお声掛けいただければ、ジョブカンの勤怠・労務・給与・会計の各サービスを割引価格にてご案内可能です。



小笠原社会保険労務士事務所

〒378-0015 群馬県沼田市戸鹿野町 490-3

E-mail: oga0278@nifty.com

TEL/FAX: 0278-22-4809

URL : <http://enjoybusiness.life.cocan.jp/>